

# 納税協会 ニュース

平成18年3月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4052 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 ( )

3

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

■DTP制作・東京サイン事務所 ■デザイナー・東 雅之  
DTP:HGASHI DESIGN OFFICE Graphic Designer:Masayuki HIGASHI

March  
2006

全額が対象になります。しかし、下請業者などの従業員が少数でない場合には、それぞれの人数により按分して対象となる教育訓練費を計算することになります。

## ● 役員賞与の損金算入は、「税務署への事前届出」が必要です。

平成18年度税制改正法案

平成18年度税制改正法案によれば、法人税法第34条第1項で「役員の給与等」が列挙され、そのいずれにも該当しない場合には損金算入できないとしています。その「役員の給与等」とは、

定期同額の給与

いわゆる役員賞与

業務執行役員への業績連動型報酬

としており、その中で については、「所定の時期」に「確定額」を支給する旨の「定めに基づいて」支給する賞与となりますが、これらの定めを事前に所轄税務署長へ届け出ることが、損金算入の条件となります。

## ● 相続、贈与、交換等の登録免許税が2倍になります。

平成18年度税制改正法案

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの登録免許税の軽減経過措置が、今回の改正により「土地の売買による所有権の移転(1%、本則2%)」、「土地の所有権の信託(0.2%、本則0.4%)」のみ平成20年3月31日まで延長されましたが、その他の土地に関する登録免許税の軽減経過措置は、打ち切れ、今年の3月まで半減されていた登録免許税が、今年4月以降は本則課税に戻り今までの2倍となります。

## ● 経理担当従業員の不正経理行為を法人の行為と同一視し、重加算税を賦課する判決がされました。

国税不服審判所

経理担当社員の不正経理処理が、その法人の行為だとして重加算税を賦課できるか否かが争われた不服審判で、国税不服審判所は、その法人の故意でなくとも相当の場合には法人の行為と同一視して重加算税を課することができることと判決しました(平成17年6月29日判決)。これは、従業員による売上圧縮などの不正経理が、長年続いており、帳簿等で容易に確認できたもので、経理担当従業員の処理に法人が十分な注意を払って監理監督していなかったというのが理由です。今後ますます経営者や関与税理士などの注意義務違反が問われることになりそうです。

## ● 日英租税条約の改定により免税範囲が拡大されました。

日本政府が2月2日に日英租税条約に署名

今回の新日英租税条約は、26年ぶりに全面改正されるもので、日英間の配当、利子、使用料に対する課税が大幅に引き下げられます。

	現行	改正後
配当	持株割合が25%以上の親子間配当は、10%	持株割合が50%以上は、免税 持株割合が10%以上50%未満は、5%
	ポートフォリオ配当は、15%	10%
利子	10%	10%(ただし、金融機関等が受け取る利子は免税)
使用料	10%	免税



税理士 片山俊明

## ● 人材投資促進税制に関して教育訓練費の範囲が通達で明示されました。

平成18年度税制改正に伴う措置法通達

今回の改正で一定の教育訓練費について減税措置が創設されましたが、その教育訓練費の範囲について通達が出されました。それによると、「使用人に対する教育訓練費用」が原則となりますが、自己の工場や店舗などで自己の使用人と同等の事情にある専属下請先などの従業員が使用人と一緒に受ける教育訓練もその下請業者などの従業員が極めて少数である場合は、その

## ワンポイント

税理士 岸田光正

### 損害賠償金に係る取扱い

法人が不法行為などにより損害賠償金を受け取ったり支払ったりする場合、税務上、その損害賠償金の計上時期をいつにすべきかということが問題となります。

#### 1 損害賠償金等を受け取る場合

法人が他の者の不法行為などにより損害を被り、その者に対し損害賠償の請求を行って、損害賠償金の支払いを受けるような場合、その損害賠償金を益金として計上すべき時期は、原則として、その支払いを受けるべきことが確定した日の属する事業年度となります(確定日基準)。

しかし、相手方の支払い能力等から、その確定額全額の支払いを受けられることが明らかでない場合もあることから、法人がその損害賠償金の額について実際に支払いを受けた日の属する事業年度の益金とする処理も認められています(入金日基準)。

なお、この損害賠償金には債務の履行遅滞による損害賠償金も含まれます。

また、損害賠償金請求の原因となった損害に係る損失の計上については、損害賠償額の確定や入金の事実にかかわらず、その損害の発生した日の属する事業年度の損金の額に算入することができます(ただし、保険金又は共済金により補填される部分の額は除かれます)。

#### 2 損害賠償金等を支払う場合

例えば、法人の従業員が商品の運搬中に交通事故を起こして他の者に損害を与えた場合など、法人が、その業務の遂行に関連して他の者に与えた損害を賠償する場合には、その支払うべき額が確定した日の事業年度の損金とすることが原則となります(確定日基準)。

ただし、事業年度終了の日までに賠償すべき額の総額が確定していない場合でも、その事業年度終了の日までに損害賠償額として相手方に申し出た額(相手方に対する申し出に代えて第三者に寄託した額も含まれます。)がある場合には、その額を未払計上することが認められています。

これは、その申し出た金額については、少なくとも当事者間に争いが無いということから、その申出額については、部分的に債務が確定したものと取り扱うというものです(申出日基準)。

なお、その損害賠償金が保険金等により補填されるような場合には、その補填されることが明らかな部分の金額は除くこととされています。

また、損害賠償金の支払いを年金として支払う場合があります。この場合、その総額が確定していたとしても、支払期日が到来して初めてその部分の債務が確定すると考えられますので、その年金を支払うべき日の属する事業年度の損金の額にそれぞれ算入することになります。